

令和4年6月30日(木)

(お知らせ)

福島県政記者クラブ御中

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、株式会社コンテックに対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 ^{どうめき} 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社 コンテック	福島県双葉郡檜葉町大字井出字八石42-16

2 指名停止措置期間

令和4年6月30日から令和4年9月29日まで

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社コンテックが受注した「令和4年度大熊町の対策地域内廃棄物(片付けごみ等)選別・仮置場運營業務(単価契約)」について、契約約款に規定する仕様書に従って業務を履行しなかったため契約解除に至った。

5 指名停止措置理由

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止措置要領」平成30年7月12日付環境会発第1807124号大臣官房会計課長通知)別表2第14号の措置要件に該当する。

「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止措置要領」別表2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 14. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約等の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内